主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所のなした決定に対しては、更に抗告を申立てることは許されない。 よつて本件抗告は不適法として却下すべく抗告費用は抗告人に負担させることと し、主文のとおり決定する。

昭和二八年一一月一七日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 井 | 上 | | 登 |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官 | 島 | | | 保 |
| 裁判官 | 河 | 村 | 又 | 介 |
| 裁判官 | 小 | 林 | 俊 | Ξ |
| 裁判官 | 本 | 村 | 善太 | 郎 |